KK DI-NIKKO ENGINEERING

最終更新日:2021年4月13日 株式会社 大日光・エンジニアリング

代表取締役社長執行役員COO 山口 琢也

問合せ先:0288-26-3930 証券コード:6635

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1.基本的な考え方

企業のCSRが多面的に問われている現状、その対応によっては企業の存亡に関わる危機を招来していることから明らかなように、当社グループは企業としての社会的責任を十分に自覚しながら活動を行うことが、継続的な成長を遂げる上で極めて重要であるとの認識を持っております。コーポレートガバナンスとは、このような認識の下に経営組織の整備や経営への監視機能を強化し、企業活動を円滑に行うことであると考えております。

当社グループでは、透明性、公平性、効率性の高い経営を目指しており、適時適切な情報開示によってステークホルダーの信頼を得ることが最重要経営課題であると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社はJASDAQ上場会社としてコーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社 欅	1,046,140	19.50
株式会社 NCネットワーク	690,000	12.86
株式会社 足利銀行	259,200	4.83
大日光・エンジニアリング 従業員持株会	173,700	3.24
山口 侑男	167,300	3.12
三井住友信託銀行 株式会社	161,400	3.01
株式会社 商工組合中央金庫	152,000	2.83
山口 琢也	142,400	2.65
日本生命保険 相互会社	128,400	2.39
株式会社 栃木銀行	120,000	2.24

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

3.企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	12 月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員 数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満

- 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針
- 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1.機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態

監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	13 名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数更新	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定され ている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
17.	周往	а	b	С	d	е	f	g	h	i	j	k
相馬 郁夫	他の会社の出身者											
田原 哲郎	他の会社の出身者											
千﨑 英生	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
相馬 郁夫				当社との取引がある上場会社の元役員であり、同氏の経営における豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役に選任しております。
田原 哲郎				当社と取引がある上場会社の元役員であり、 同氏の経営における豊富な知識と経験を活か し、監査等委員である取締役(社外)としての職 務を適切に遂行していただけるものと判断し、 選任しております。

千﨑 英生	- L	特にM&A・法務監査・労使交渉等の経験を経て企業経営一般に関わる法令・実務に精通しており、モニタリングの実効性の確保を基礎とした会社の持続的成長に向け、同氏の企業経営に関する法務の豊富な知識と経験を活かし、監査等委員である取締役(社外)としての職務を公正・適切に遂行されるものと判断したこと
		を公正・適切に遂行されるものと判断したことから、選任をしております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締 役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会には、監査等委員会の職務を補助すべき従業員を2名配置しております。また当該従業員の任命、異動、評価、懲戒に関する事項 は、監査等委員会の事前同意を必要としております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会においては、会計監査人より四半期毎の実施監査の報告、内部統制システムの状況及びリスクの評価等についての説明、意見・情報交換を適宜行うなど、相互の連携を図ります。また、内部監査部門は、内部監査の計画及び内部監査実施後には監査項目に基づいた概要報告を行い、監査機能の実効性や効率性を高めるため相互の連携を図ります。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

2名

その他独立役員に関する事項

相馬郁夫氏は、優れた知見を有していること、且つ、当社の主要取引先であるキヤノン・グループの全ての役職を離れており、公正無私な立場で当社経営の一翼を担っていることを勘案し、一般株主との利益相反のおそれも無いため、その独立性が確保されていると判断し、独立役員に指定しているものであります。

田原哲郎氏は優れた知見と忌憚の無い発言によって社外取締役(監査等委員)として適任であること、且つ、当社の主要取引先であるキヤノン・グループの全ての役職を離れていることを勘案し、一般株主との利益相反のおそれも無いため、その独立性が確保されていると判断し、独立役員に指定しているものであります。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

割当日を2013年7月1日とし、権利行使期間を2015年3月27日から2023年2月28日としている第1回新株予約権、割当日を2020 年4月13 日とし、権 利行使期間を2022年4月13 日から2037 年4月12 日としている第2回新株予約権の2つがございます。 該当項目に関する補足説明

当社取締役、執行役員及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員が業績に対する意欲や士気を一層高めることにより、企業価値の向上を図るためにストックオプション制度を導入しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

当社の取締役の報酬額は、1999年6月22日開催の第20回定時株主総会において年額300百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない)とご承認いただきました。

2020年3月開催の第41回定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行にともない、これを廃止したうえで新たに取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額を定めることとし、その報酬限度額を、これまでの取締役の報酬額及び昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額150百万円以内(うち社外取締役分年度額50百万円以内)とさせていただきました。 監査等委員である取締役の報酬限度額は、50百万円以内とさせていただきました。

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役役に対しては取締役会における説明資料を事前に配布したうえで、内容等について口頭で十分説明しております。

2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

更新

取締役会

当社の取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く)5名(山口侑男、山口琢也、為崎靖夫、角田洋晴、相馬郁夫)と、取締役(監査等委員)3名(高野節子、田原哲郎、千崎英生)で構成されており、議長は代表取締役会長CEO山口侑男が務めております。法定の専決事項、経営方針の策定、重要な業務の意思決定及び取締役相互牽制による業務執行監督機関として位置付けられております。取締役会は原則として毎月開催されるとともに、必要に応じて臨時に開催されております。

監査等委員会

当社の監査等委員会は、監査等委員3名(高野節子、田原哲郎、千崎英生)で構成されており、議長は常勤監査等委員である高野節子が務めております。法定の専決事項及び各監査等委員の監査の状況を共有しております。監査等委員会は原則として毎月開催されるとともに、必要に応じて臨時に開催されております。

また、監査等委員会は外部会計監査人の選任について公正な立場から評価すると共に、その独立性、専門性評価についても適切に行っており ます。

なお、監査等委員会は内部監査室および外部会計監査人と連携して、監査を実施しております。

経営会議

当社は、取締役会の業務執行効率を高めるため、重要審議事項について取締役会に先駆けて審議する機関として経営会議を設置しております。当該会議は、審議事項に関係ある執行役員が出席し、代表取締役社長執行役員COO山口琢也が議長を務めております。

内部監査室

当社は代表取締役社長執行役員COOより直接任命された内部監査人2名(大島健二、宮崎秀夫)で構成される、組織上独立している内部監査室を設置しております。内部監査人は、当社グループの年間内部監査計画を策定し、業務及び会計に関わる経営活動を全般的に監査しております。

会計監査人

EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、会社法及び金融商品取引法の規定に基づき、公正不偏な立場から厳格な監査を受けております。

3.現状のコーポレート·ガバナンス体制を選択している理由^{更新}

当社グループは、全てのステーク・ホルダーの信頼に応えながら、収益力の向上、業容の拡大によって事業基盤の強化を図っていくと共に、経営の効率性、公正性、透明性を高め、社会の信頼と共感を得られる企業としての地位を継続できるように注力してまいります。

先ず、効率性向上の観点からは、取締役会に先駆けて重要案件を審議する経営会議を設置することより、取締役会をより効率的に運営しております。

また、公正性、透明性向上の観点からは、公正な判断に基づき重要情報を遅滞なく開示していく体制を構築するとともに、監査等委員会が正確

に経営情報を把握できる体制を構築する運営としております。

このような取組を進めるうえで、当社が選択した「監査等委員会設置会社」によるコーポレートガバナンス体制は、当社にとって最も優れたガバナンス体制であると認識しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1.株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	2004年6月30日開催の定時株主総会決議により、決算期を12月31日に変更したところから、以降の定時株主総会は毎年3月に開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	2021年3月30日開催の定時株主総会より実施しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回以上の開催を予定しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページに有価証券報告書、決算短信、決算説明会資料等の掲載 を予定しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRを担当する部署は、経営企画室であります。	

3.ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立 場の尊重について規定	中期経営計画の経営理念において、ステークホルダーに対するコミットメントとして、お客様:顧客満足度100%のものづくり、株主様:利益を最大化するものづくり、従業員:技と製品に誇りを持てるものづくり、を定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	中期経営計画における経営理念の最初の言葉として「環境に大切にミニマムコストのものづくり」を掲げ、自然環境を守るコミットメントとして、自然に恵まれた環境を保全するために、電力・水等の無駄使いを抑制し、これらに関する数値を常に監視していくことを定めております。 なお、生産4拠点において、ISO14001の認証を取得しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、経営組織の整備や経営への監視機能を強化し、企業活動を円滑かつ健全に行うことがコーポレートガバナンスの体制と企業価値の向上につながると認識しております。その実行のために社内規定の整備及び法令遵守のコンプライアンス体制と有効性を確認する内部監視などを重要視しております。なお、内部統制システムの整備状況については以下の体制を構築しております。

取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

子会社を含め、全社において取締役及び使用人が、公正且つ高い倫理観をもって業務運営を行い、その大前提がコンプライアンスであるとの認識に立って全てのステークホルダーから信頼される経営体制を構築する。そのために、取締役及び使用人は、法令・定款及び社内規程の遵守を周知徹底する。また、内部監査室は、当社及び当社子会社の業務運営の状況・相互牽制機能の有効性を検証するとともに、職務執行が法令等諸規則・定款及び社内規程に基いて行われているか監査を実施し、その結果を社長が把握することによって適切に業務が運営されていることを確認する。

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程等の社内規程に基づき、事後的に確認できるように適切かつ確実に保存・管理を行う。取締役及び監査等委員である取締役(以下、監査等委員)は、これらの文書を閲覧することができる。

損失の危機に関する規程その他の体制

子会社を含め、全社において取締役は、企業活動の持続的発展にとって脅威となる全てのリスクに対処するための管理体制を適切に構築し、常にその体制を点検することによって有効性を検証するために、以下の事項を定める。

- a.リスク管理体制を強化するため、リスク管理及びコーポレートガバナンスの状況を常に点検し、その改善を図る。
- b.事業遂行上の障害・瑕疵、重大な情報漏洩・信用失墜・災害等の危機に対して、予防体制を整備する。

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社を含め、全社において機動的な意思決定に基づき効率的な業務運営を行うために、以下の事項を定める。

- a. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するために、取締役会規程に基き、原則として取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時開催する。
- b.取締役会の決議により、業務の執行を担当する執行役員を選任し、会社の業務を委託する。執行役員は、執行役員規程に基づき、取締役会で決定した事項に従い、社長の指示により業務を執行する。
- c.円滑に業務を運営する機関として営業会議等を設置し、業務上重要な事項を審議·決定する。営業会議等は、毎月1回以上開催する。
- d.予算管理規程に基き、各事業年度における中期経営計画、年度計画を策定し、各部門の目標と責任を明確にし、予算と実績との差異分析を毎月行い、必要に応じて施策を講じることによって目標の達成を図る。

企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社の自主性を尊重するとともに、子会社の管理部署を経営企画室とし、関係会社規程において事前協議事項を定めて、子会社の育成・指導と、当社・子会社双方の経営効率の向上を図る。

監査等委員の職務を補助すべき使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員その職務を全うするうえで補助を必要とする場合は、監査等委員と協議のうえ当社の使用人から任命し配置することとし、当該使用 人の人事異動及び考課については、監査等委員の同意を得たうえで決定する。

取締役、使用人及び子会社の取締役、監査役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員に報告をするための体制その他の監査等委員への報告に関する体制、ならびに、その他の監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a. 当社グループの役員、使用人等は、監査等委員の要請に応じて、事業及びコーポレートガバナンスの状況等の報告を行い、内部監査室は内部監査の結果等を報告する。
- b.当社グループの役員、使用人等は、重大な法令・定款及び社内規程違反、不正行為の事実、または会社に著い1損害を及ぼす懸念のある事実を知ったときには、速やかに監査等委員に報告する。
- c. 監査等委員が重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握できるように、監査等委員は取締役会への出席のほかに、生産会議その他の重要な会議に出席できる。また、監査等委員から要求のあった文書等は、随時提供する。

監査等委員へ報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査等委員への報告を行った当社グループの取締役、使用人に対し、報告したことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役、使用人に周知徹底する。

監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方 針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払または償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理することとしております。

財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

- a.子会社を含め、全社において金融商品取引法及び内閣府令が要請する財務計算に関する書類その他の情報の信頼性と適正性を確保する体制について、必要かつ適切なシステムを整備し、運用する。
- b. 取締役会は、それらが適切に整備及び運用されていることを監督する。
- c.監査等委員は、それらの整備及び運用状況を監視し検証する。

2.反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1)子会社を含め、全社において反社会的勢力との関係を一切持たないことを旨とし、企業行動憲章において「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決する。」と定めて、役職員への周知徹底を図るため、社内に掲示するとともに講習会・研修を実施する。

(2)総務部は反社会的勢力に関する情報を一元的に管理する。反社会的勢力からの接触を受けた役職員は直ちに上司あるいは総務部に報告する。総務部は平素から関連情報の収集に注力するため、警察・顧問弁護士等との定期的情報交換を実施する。総務部長は、反社会的勢力からの不当要求と認識した場合あるいは被害が発生した場合は、直ちに社長あるいは取締役会に報告し対応を協議したうえで警察へ通報し、必要に応じて企業及び関係者の安全を確保し法的措置を取る。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

会社情報の適時開示に係る社内体制

基本体制

当社の適時開示体制は、必要な情報を適時かつ公正に開示する体制をとっております。

また、内部者取引管理規定を制定しており、重要情報の管理並びに役員等による株券等の売買に関する行動基準を定めることにより、内部者取 引の未然防止を図っております。

適時開示に係る社内体制の状況

当社の業務などに関する重要事実は、情報管理責任者および管理本部により管理されます。担当部門である管理本部により、適時開示業務が行われており、適時開示体制の強化・整備に努めております。

適時開示の流れ

業務等に関する重要な事項は、各会議及び報告などで周知共有されており、適時開示対象事項については、情報管理責任者および管理本部の管理のもと、所定の開示手続きをすることとしております。

発生事実に関しては、各部門からコンプライアンス・リスク管理委員会を経て、情報管理責任者及び管理本部へ情報が集約されます。決定事実・決算情報については、経営会議を経て、情報管理責任者及び管理本部へ情報が集約されます。情報管理責任者および管理本部は、その内容を精査確認し、適時開示の対象となる事項と判断される情報については、代表取締役社長の承認および、取締役会の決議が必要な事項は取締役会の決議を得た後、所定の開示手続きおよび当社ホームページへの掲載などの方法により開示することとしております。

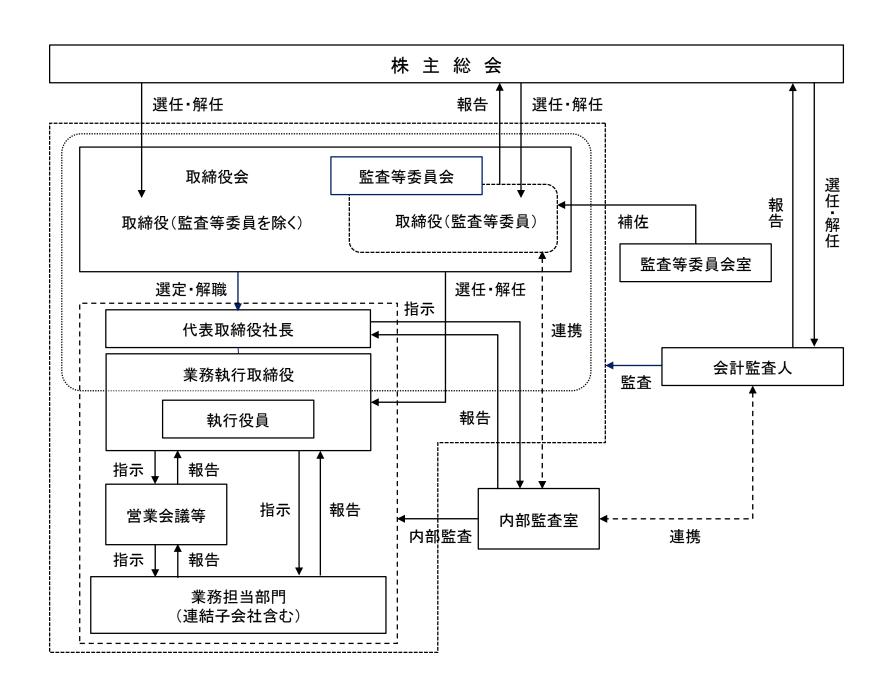
適時開示体制の監視状況

1)取締役監査等委員

取締役会その他重要な会議に出席しており、会社情報に係る重要な発生事項の報告、決定事項の状況について監査しているほか、決算情報と 財務状態の確認を含め、総合的に適時開示に係る社内体制の運用状況を監視しております。

2) 適時開示に係る取締役会

取締役会では、決算情報ほか適時開示に該当する事項に関して、取締役・取締役監査等委員が適時開示書類および有価証券報告書の作成プロセスが適正なものであるかの確認を行っております。



【適時開示体制の概要】

